

「脱少子化ウェーブを巻き起こす行動県民会議」会長表彰要綱

(趣旨)

第1条 少子化克服のモデルとなる取組を行っている県内の企業・団体・個人（以下、「企業等」という。）を「脱少子化ウェーブを巻き起こす行動県民会議」（以下、「行動県民会議」という。）会長が表彰し、広く周知することで、県内における脱少子化の気運を高め、県民が少子化克服に向けて、積極的に行動する意識を醸成する。

(表彰部門・表彰数)

第2条 表彰の取組は次の3部門とし、表彰数は20点程度とする。

(1) 若者の県内定着

新規学卒者やAターン者等の県内就職（農林水産業を含む）の促進や若者の職業観の醸成など、若者が県内で誇りを持って暮らせる環境づくりに貢献した企業等

(2) 出会いと結婚の促進

独身男女への出会いの場の提供や結婚支援など、若者が夢を持ち、安心して家庭を築ける環境づくりに貢献した企業等

(3) 出産と子育て環境の整備（仕事と家庭の両立支援含む）

事業所内に保育施設を設置するなど、安心とゆとりを持って子育てできる職場づくりに貢献した企業等

(表彰基準)

第3条 表彰基準としては、その取組が他のモデルとなる波及性に加え、取組自体の継続性が見込めるものとし、詳細は別に定める（別紙）。

2 前項の基準を満たすものであっても、国又は県の脱少子化に係る各種表彰制度において、過去に受賞した企業等は、原則として対象外とする。

(表彰対象の推薦等)

第4条 行動県民会議会員は、前条に規定する基準を満たし、表彰の対象としてふさわしいと認められる企業等を推薦調書（様式1）により推薦することができる。

2 表彰を受けようとする企業等は、応募調書（様式2）の提出により、自ら応募することができる。

(被表彰企業等の選考)

第5条 行動県民会議の会長は、前条の規定により推薦又は応募のあった企業等の中から選考により被表彰企業等を決定する。

2 前項の選考に関して必要な事項を審査するため、選考委員会を設置するものとし、必要な事項は別に定める。

(表彰の方法)

第6条 会長は、被表彰企業等に対し、表彰状及び記念品等を授与するものとする。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、「家族の日」や「家族の週間」にちなみ、原則として11月に行うものとする。

(広報)

第8条 会長は、被表彰企業等の名称及び実績について、ホームページ等により広く県民に周知を図るものとする。

(所掌)

第9条 この要綱に関する事務は、秋田県企画振興部少子化対策局において所掌する。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項等は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月19日から施行する。

「行動県民会議」会長表彰における表彰基準

「脱少子化ウェーブを巻き起こす行動県民会議」会長表彰要綱第3条に基づく表彰基準を各部門毎に次のとおり定める。

原則として、以下の取組事例に2つ以上該当し、それらに複数年にわたって取り組み、かつ実績・成果を挙げていること。(※複数の取組は同一部門でなくても可)

ただし、非常に先進的な取組にあっては、上記の限りでない。

部 門	取 組 事 例
A 若者の県内定着	1 高校・大学生等を対象とする職場見学会やインターンシップなどにより、若者の職業意識の醸成に取り組んでいること
	2 新規学卒者やAターン者等の若者を正規従業員として採用していること (※農林水産業を含む)
	3 新入従業員向けの研修やメンター(先輩によるサポート)制度の導入などにより、離職防止対策を実践していること
	4 従業員の就業しながらの資格取得や他企業への派遣研修などにより、若者のキャリアアップを支援・促進していること
	5 その他、若者の県内定着の促進に関わること
B 出会いと結婚の促進	1 独身従業員などを中心として他企業等と様々な形での交流を行い、成婚に至った事例があること。
	2 地域のボランティアとして若者のための結婚仲介や情報提供等の活動を行い、成婚に至った事例があること。
	3 独身男女を対象とした出会いイベントの開催など、出会いの場づくりの活動を行い、成婚に至った事例があること。
	4 その他、若者の出会いと結婚の促進に関すること
C 出産と子育て環境の整備 (仕事と家庭の両立支援を含む)	1 事業所内等に従業員のための託児所を設置していること
	2 従業員の出産祝い金や子ども手当等を独自に創設・支給していること
	3 男性従業員が育児しやすい環境を整備し、育児休業等を取得した実績があること
	4 その他、出産と子育て環境の整備に関すること